

## 重要事項説明書

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 光生会 介護老人保健施設 赤岩荘
- ・開設年月日 平成5年4月1日
- ・所在地 愛知県豊橋市多米町字大門10番地
- ・電話番号 0532-66-1123 0532-66-1220 (直通)
- ・ファックス番号 0532-66-1126
- ・管理者名 医師 玉木 昌子
- ・介護保険指定番号 2352080028

#### (2) 事業の目的

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションやレクリエーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的としています。

#### (3) 運営方針

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って居宅介護サービスの提供に努めます。
- ②ケアマネージャーや各関係機関との連携に努めます。

#### (4) 施設の職員体制

職 種	人 員	業 務 内 容
・医 師	1	医学的管理
・看護職員	6	看護全般
・介護職員 (介護福祉士)	13 (7)	ケア全般
・理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	12	リハビリテーション
・管理栄養士	1	栄養管理
・歯科衛生士	1	口腔ケア管理

- (5) 通所定員 80名 /日 1単位目 50名  
2単位目 30名 (平成29年10月1日より)

#### (6) 営業日及び営業時間

- ①営業日 月～土 (ただし8月14日、12月30日～1月3日は除く)
- ②営業時間 8:00～17:30
- ③サービス提供時間 8:45～16:00

#### (7) 通常の事業の実施地域

豊橋市全域

但し、豊橋市を越えて行う場合には次の額を徴収する。

- 1) 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 200円
- 2) 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 400円

## 2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 機能訓練
- ③ 入浴（一般浴、特別浴）
- ④ 食事 昼食 12：00～ おやつ 15：00～
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 介護（日常生活動作・日常生活の質の向上）
- ⑦ レクリエーション
- ⑧ 送迎

## 3. 利用料金について

- (1) 別紙の料金表を参照してください。

なお、豊橋市は、地域区分「7級地」に該当する為、1単位当たりの単価は10.17円で、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

- (2) 支払い方法については、毎月15日までに前月分の請求書を発行致しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払い後、領収書を発行いたします。

なお、療養費は申告の控除対象となる場合がありますので、領収書は大切に保管してください。（領収書の再発行は致しません。）

- (3) 納付方法は、受付窓口にて現金（又はカード）でお支払い下さい。ただし、現金のご持参が困難な場合は、銀行振込み・引落しも可能ですので窓口にご相談下さい。来荘が困難な場合は送迎時にお渡しいただいてもかまいませんが、その場で領収書は発行できませんのでご了承ください。事務にて確認のうえ領収証を発行させていただきます。

## 4. サービスに当たっての留意事項

- (1) キャンセルされる場合。事前に分かっている場合には、前日の17：30までにご連絡下さい。（体調不良等でやむを得ない事情の場合は当日の8：30まで）

キャンセル料は頂きませんが、あまりにもキャンセル回数が多い場合、利用中止とさせていただきます。

- (2) 送迎時間につきましては、当日キャンセルや交通渋滞などのため予定通り行かない場合がありますのでご了承下さい。

- (3) ご家族で送迎される場合は事前にご連絡下さい。

- (4) 体調が不調となり気分が悪くなった時などには、すみやかにお申し出下さい。ただし当施設での対応は応急的な処置となります。

- (5) 共有の施設・設備は、他の利用者の迷惑にならないようにご利用下さい。

- (6) 利用日を変更する時は、必ずケアマネージャーにご相談下さい。

- (7) 原則として、変則的な時間帯のご利用は出来ません。

- (8) 保険証の番号や内容に変更があった時は、必ず受付にお申し出下さい。

- (9) 通所時間内での、営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動は禁止されております。

- (10) その他、トラブルが発生した場合には、その都度協議させていただきます。

- (11) ご利用のお申し込み時及び介護保険証更新・変更時に介護保険証を確認させていただきます。

## 5. 通所リハビリテーション利用に際してのお願い

### ・一般論として起こりやすい事故等や発生しやすい病気について

高齢者になると皮膚等が大変薄く弱くなり、ちょっとした摩擦により皮がむけてしまったり、骨粗しょう症により骨がもろくなっていて、ちょっとしたつまずき、しりもち、転倒等で骨折することもあり得、完全には防ぎきれません。これらの事故等には出来る限りの安全確保には努めさせていただきますが、老化に起因する点と集団生活施設という点も含めてご理解頂きたいと思っております。

### ・貴重品について

通所リハビリテーションご利用の際には、現金などの貴重品は持参なさらないで下さい。もしお持ちになった場合には、職員に申し出て頂きまして、その上で事務所にて保管させていただきます。申し出がなく紛失してしまった場合には、責任を負いかねますので、ご了承頂きます様よろしくお願いたします。

### ・突発的な発病、急変について

高齢者になりますと、個人差はありますが、どなたも疾患（脳梗塞、動脈瘤他）をもっているかたが多いと思っております。通所リハビリテーションご利用中に突然、発病、急変することも考えられます。そのような時は直ちに医師または、医師の指示のもとで、応急的な処置を行います。その後の様態によっては救急車を呼び病院へ搬送させていただく場合もあります。施設（病院ではない）ですのであらゆる処置ができるわけではございませんのでご理解願います。

### ・虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 玉木 昌子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

### ・ハラスメントについて

職員、利用者又は保証人の関係において、次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

ア) 身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為

例：コップを投げつける。たたく。唾を吐く。刃物を向ける。

イ) 精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

ウ) セクシャルハラスメント・・・意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ 行為

例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

エ) その他・・・施設職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為 など

## 6. 協力医療機関について

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ・ 協力医療機関

- ・ 名 称            光生会病院
- ・ 住 所            豊橋市吾妻町137番地
  
- ・ 名 称            光生会赤岩病院
- ・ 住 所            豊橋市多米町蟬川33-70

### ・ 協力歯科医療機関

- ・ 名 称            小笠原歯科医院
- ・ 住 所            豊橋市多米中町4-21-20

## ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 7. 非常災害対策

### (1) 消防用設備

スプリンクラー、補助散水栓、消火器、防火戸、避難設備、非常用放送設備等

### (2) 防災用備蓄品

救助資器材、非常食糧、飲料水、毛布、衛生品等

### (3) 防災訓練

月1回（通信訓練、消火訓練、避難訓練および総合訓練については年1回）

### (4) 大規模災害等に対する対応

赤岩荘消防計画および同計画内地震防災規定に従い利用者の安全措置を図ります。

#### ①東海地震への対応

赤岩荘通所リハビリテーションでは、想定される東海地震の地震防災対策として、利用者の安全を第一に考え、赤岩荘地震防災規定により下記のように定めています。

- ・ 東海地震に関連する調査情報(定例・臨時)が発表された場合

通常通りご利用いただけます。

- ・ 東海地震注意情報が発表された場合

ご利用頂けません。

すでに利用を開始されている場合は、その時点で利用中止とさせて頂き、ご家族のお迎えにて帰宅とさせて頂きます。送迎中の場合はご自宅まで送迎します。ただし何れの場合も、やむを得ない事情により困難と判断された場合は、施設にて一時保護とします。

避難準備情報、避難勧告及び避難指示が発令された場合は、指定された避難所に避難を開始します。ご家族への引き継ぎは、ご家族が直接施設又は避難所へ引き取りに来られた場合のみ行います。

- ・ 東海地震警戒宣言が発令された場合

赤岩荘地震防災規定に従い利用者の安全措置を図ります。また避難通路及び緊急車両の通路確保のため、施設内の駐車中の車両の整理のほか、外部から施設への車両の進入を制限します。

## 8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 9. 苦情等の申し出について

当施設では、苦情に適切に対応する制度を整えております。なんなりと気軽にお申し出下さい。

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 苦情解決責任者    | 施設長 玉木昌子  |
| (2) 苦情受付担当者    | 看護師長 伊東清貴 主任 伊藤晴康   |
| (3) 電話番号       | 0532-66-1123  |
| (4) ファクス番号     | 0532-66-1126  |
| (5) 明日のために BOX | 受付窓口等に「ご意見箱」を設置   |
| (6) その他関係機関    | 東三河広域連合 介護保険課 電話 0532-26-8471<br>愛知県国民健康保険団体連合会介護保険課<br>電話 052-971-4165 |

## 10. 個人情報

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者の秘密は、正当な理由なく第3者へ漏らしません。ただし業務上情報を使用せざるを得ない場合（サービス担当者会議等）があります。

個人情報の使用目的を施設内に掲示してありますので一度ご覧になって下さい。

## 11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに東三河広域連合、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 12. その他

- (1) 赤岩荘サービス評価地域委員会（年2回）  
民生委員、地域住民代表者、老人クラブ会長、自治会長等で構成。  
利用者の立場や特性に配慮した適切なサービスを社会性や客観性を以って行われ、且つ施設が地域に開かれ、皆の社会資源として活用されるよう当施設の現況報告や、利用者の方々との談話等をしていただいています。
- (2) 実習生ボランティアの受け入れ  
資格修得のための実習生、ボランティア、学生の福祉体験等の受け入れを積極的に行っています。

以上、通所リハビリサービスを利用される場合は、これらの内容を十分にご理解の上、「通所（介護予防）リハビリテーション利用契約書」にご記入をお願いいたします。なお、不明な点等ございましたら、ご遠慮なく早めに、担当者へお申し出下さい。